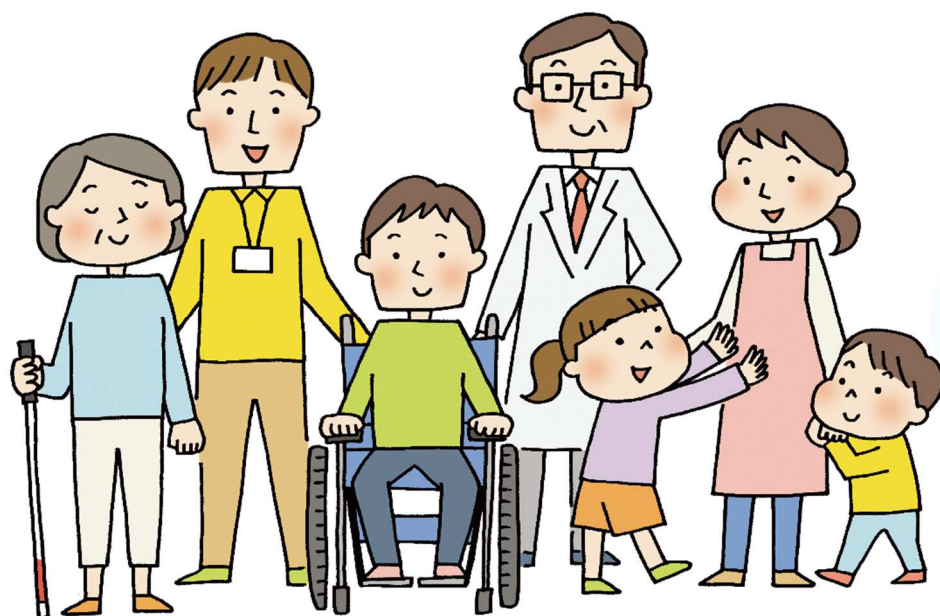
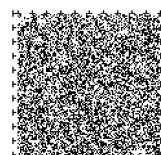


概要版

第3次一宮市障害者基本計画
第7期一宮市障害福祉計画
第3期一宮市障害児福祉計画



令和6年3月
一宮市



1. 計画策定にあたって

■ 計画策定の趣旨

国では、障害者権利条約の批准に向け、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直しなど意識面・行動面の改革まで、大きな変革が行われてきました。特に障害福祉施策の大きな転換点となった平成 25 年の「障害者総合支援法」では、障害のある人の社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去を総合的かつ計画的に行い、共生社会の実現が目標として掲げられました。その後も共生社会の実現に向けて、様々な法整備が進んでいます。

このような流れの中、本市では令和 3 年に「第 3 次一宮市障害者基本計画」、「第 6 期一宮市障害福祉計画」、「第 2 期一宮市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害福祉施策を総合的に推進してきましたが、3 計画のうち、「第 6 期一宮市障害福祉計画」、「第 2 期一宮市障害児福祉計画」は令和 5 年度で計画期間が終了となることから、現状の把握や施策等の検証を踏まえた上で、新たな障害福祉計画、障害児福祉計画として、令和 6 年度に始まる「第 7 期一宮市障害福祉計画」、「第 3 期一宮市障害児福祉計画」を策定しました。

■ 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる一宮市総合計画をはじめ、一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）、一宮市子ども・子育て支援事業計画、一宮市地域福祉計画、健康日本 21 いちのみや計画といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定しました。

第3次障害者基本計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画で、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

第7期障害福祉計画

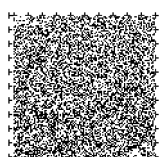
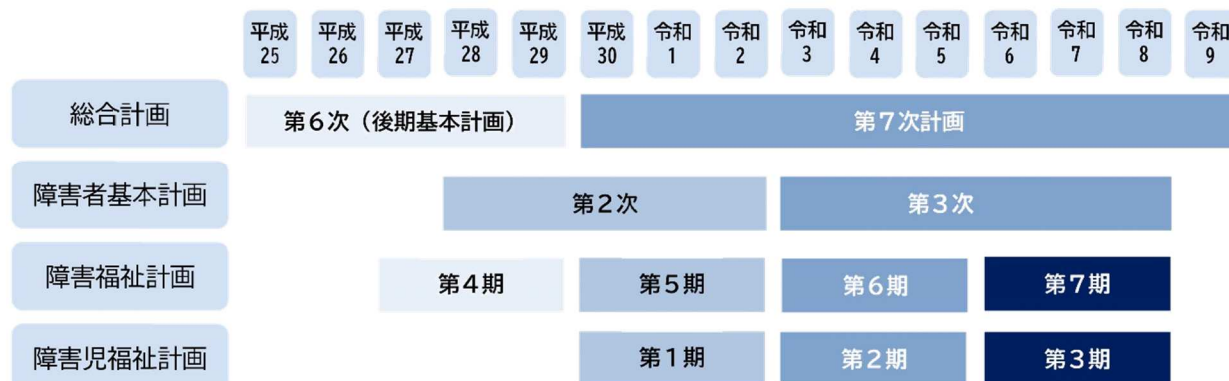
障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

第3期障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

■ 計画の期間

第 3 次障害者基本計画は令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

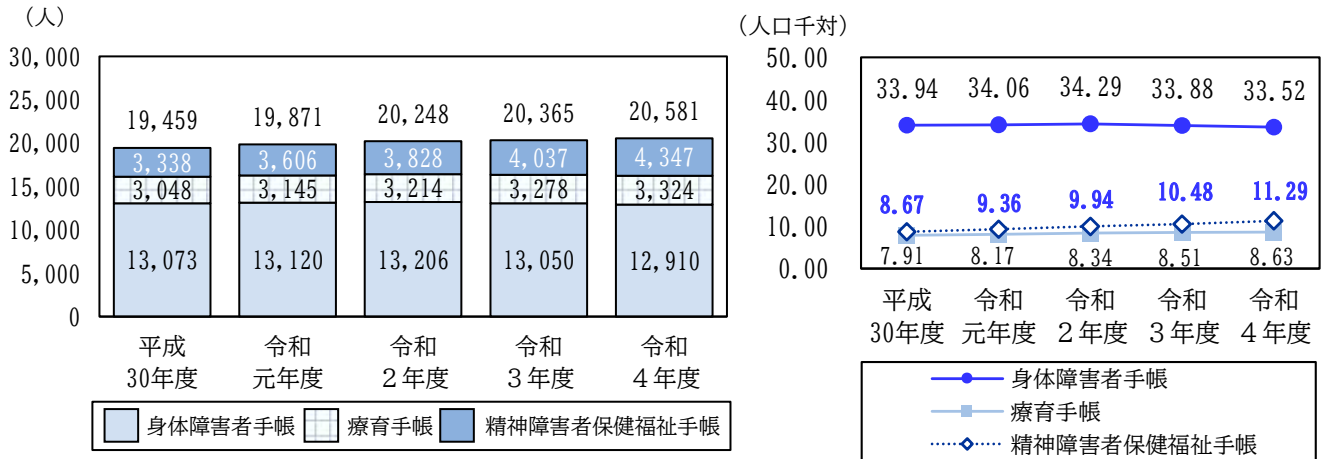


2. 一宮市の現状

障害者手帳所持者数は年々増加し、令和4年度末では20,581人となっています。

人口千人あたりの障害者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が年々増加しています。

●障害者手帳所持者数の推移



3. 計画の基本的な考え方

計画の基本理念 だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

障害のある人もない人も、だれもがそれぞれの人格を尊重し、多様性を認め合い、同じ地域の中で共に育ち、お互いに支え、いきいきと暮らせるまちを目指します。

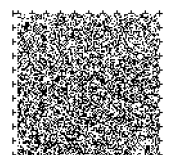
重点戦略

本計画を策定するにあたり、実施したアンケート調査の結果をみると、障害のある人が地域で生活するためには、就労の場の確保や相談支援体制の充実が必要と考える人が多いこと、児童発達支援体制の強化が望まれていることなどから、「相談支援」、「発達・育ち」、「就労」をキーワードとして、以下の重点戦略を設定します。

重点戦略1 障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立

重点戦略2 子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化

重点戦略3 自立に向けた就労支援体制の充実



4. 施策の体系

基本
理念

だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

重点
戦略

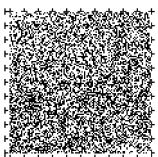
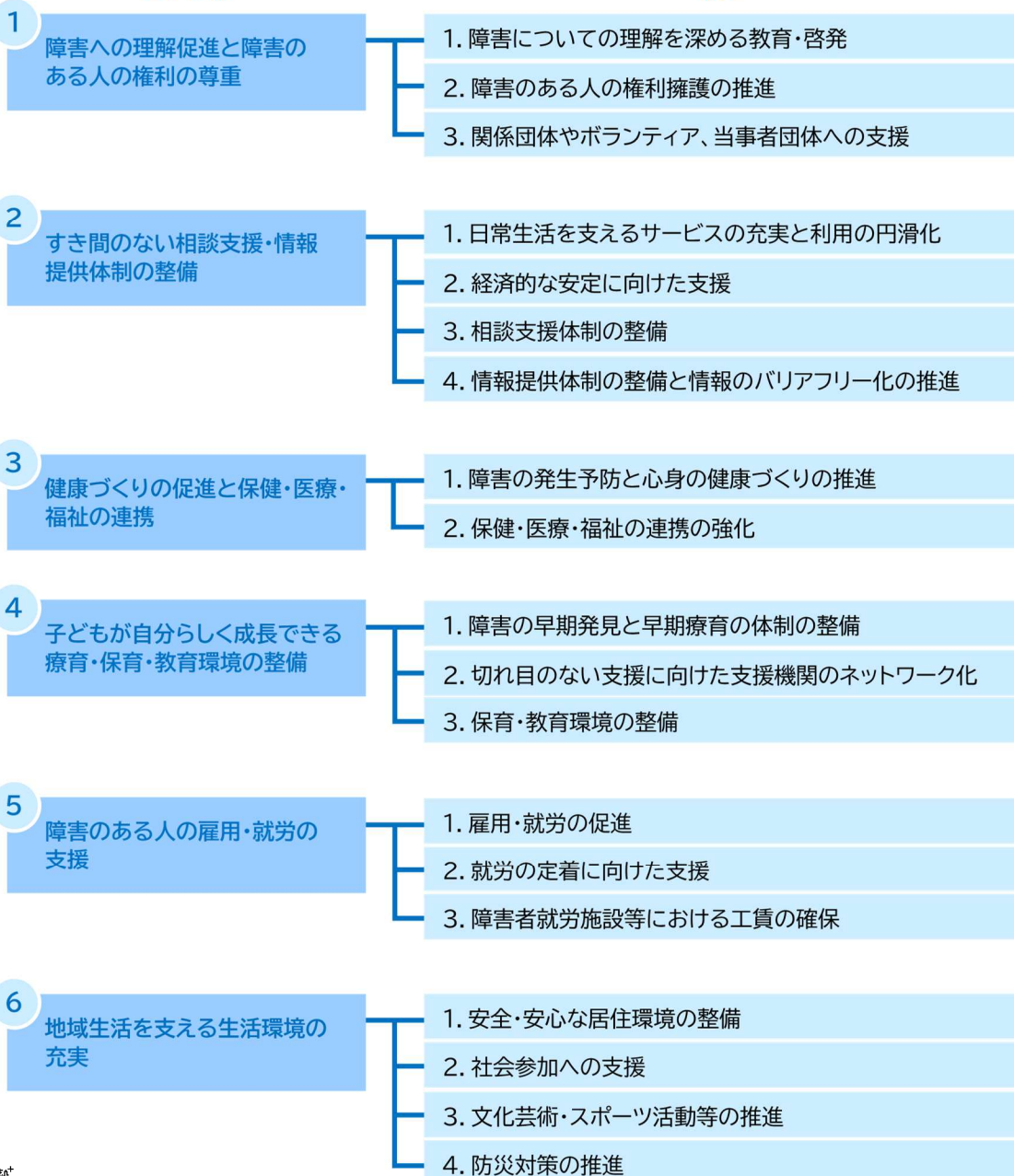
1 障害特性等に配慮した
きめ細やかな相談支援
体制の確立

2 子どもの健やかな
育ちのための支援
体制の強化

3 自立に向けた就労
支援体制の充実

基本目標

施策



5. 障害福祉サービス等の提供体制

(1) 計画の目標

国の基本指針に基づき、本市の状況に応じた数値目標を掲げ、それらの達成を目指して施策を推進します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標】

項目	令和8年度目標
施設入所者のうち地域生活への移行者数	12人
施設入所者の削減数	10人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

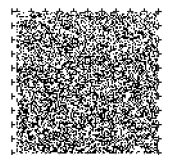
【活動指標】

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	14人	18人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	3人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	193人	221人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	25人	30人

③地域生活支援の充実

【成果目標】

項目	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の整備	機能充実を図る
地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	体制を整備する
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	体制を整備する



【活動指標】

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の設置	面的整備	面的整備
コーディネーターの配置人数	0人	1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	年1回以上

④福祉施設から一般就労への移行等

【成果目標】

項目			令和8年度目標
①	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等	85人
		就労移行支援事業	69人
		就労継続支援A型事業	8人
		就労継続支援B型事業	8人
②	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合		50%
③	就労定着支援事業の利用者数		77人
④	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合		25%

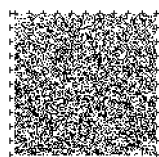
⑤障害児支援の提供体制の整備等

【成果目標】

項目		令和8年度目標
①	児童発達支援センター	機能充実を図る
	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	体制を構築する
②	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	質の向上を図る
③	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	機能充実を図る
	医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置する

【活動指標】

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	9人	14人



⑥相談支援体制の充実・強化

【成果目標】

項目	令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置	設置済み
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	機能充実を図る
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の整備	設置済み

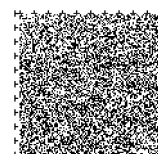
【活動指標】

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	52件	52件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	14件	12件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	169回	169回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	11回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	14回	12回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	37ヶ所	32ヶ所
協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会
協議会の専門部会の実施回数	36回	36回

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

【成果目標】

項目	令和8年度目標
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制に基づく実施回数	1回以上
監査指導の有無	145回
指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無	指導監査の実施後、その都度結果を関係市町村と共有する
指導監査結果の関係市町村との共有回数	指導監査回数と同じ（但し、本市以外に関係市町村がある場合に限る）



⑧発達障害等に対する支援

【活動指標】

項目		令和4年度実績	令和8年度目標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	20人	20人
	実施者数	24人	24人
ペアレントメンターの人数		9人	11人
ピアサポートの活動への参加人数		5人	5人

(2) 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

※令和3年度、令和4年度は実績値

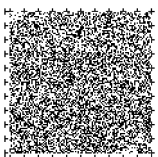
①訪問系サービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	15,835	14,828	15,585	16,459	17,135	17,832
	人/月	702	699	725	755	786	818
重度訪問介護	時間/月	1,913	2,214	2,365	2,203	2,644	3,085
	人/月	14	14	13	15	18	21
同行援護	時間/月	377	400	392	416	426	436
	人/月	41	42	41	42	43	44
行動援護	時間/月	561	641	773	724	765	806
	人/月	43	46	50	53	56	59
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1

【見込み量に対する確保策】

訪問系サービスのうち居宅介護については、有料老人ホームやグループホーム入居者の居宅介護利用が増加しているため、利用者数は増加傾向にあります。それに伴い、利用量も増加が予想されます。引き続き事業所に対して情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の充実を図るとともに、サービス支給量の適正化に努めます。

重度訪問介護では長時間対応できるヘルパーの確保、行動援護や同行援護では資格を有している強度行動障害や視覚障害に対応できるヘルパーが少ないなどの課題があります。県が実施する研修等への参加を促進し、人材確保・育成に努めます。



②日中活動系サービス

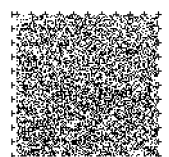
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日／月	16,825	17,425	18,393	18,883	19,617	20,370
	人／月	871	903	941	978	1,016	1,055
自立訓練 (機能訓練)	人日／月	41	10	7	10	10	10
	人／月	5	2	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日／月	415	485	432	584	649	730
	人／月	25	29	32	36	40	45
就労選択支援	人／月				-	33	67
就労移行支援	人日／月	2,191	2,298	2,291	2,415	2,618	2,837
	人／月	124	137	132	143	155	168
就労継続支援 (A型)	人日／月	6,959	7,666	8,256	8,888	9,509	10,189
	人／月	362	398	428	458	490	525
就労継続支援 (B型)	人日／月	12,543	13,775	14,994	16,116	17,255	18,394
	人／月	724	794	881	948	1,015	1,082
就労定着支援	人／月	54	58	61	66	71	77
療養介護	人／月	38	36	37	37	37	37
福祉型短期入所	人日／月	823	813	910	1,025	1,047	1,068
	人／月	157	165	187	191	195	199
医療型短期入所	人日／月	36	54	78	117	131	149
	人／月	7	11	23	26	29	33

※就労選択支援は、令和7年10月開始予定のサービス

【見込み量に対する確保策】

日中活動系サービスは、中核市移行後、事業所の指定数も順調に推移しており、サービス提供基盤の確保は進んでいます。

短期入所については、重度障害者の受け入れ先が不足している現状があります。提供体制の充実が求められていることから、事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の充実を図ります。



③居住系サービス

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	430	479	522	565	608	651
施設入所支援	人／月	200	196	188	188	187	186

【見込み量に対する確保策】

居住系サービスは、中核市移行後、事業所の指定数も順調に推移しており、サービス提供基盤の確保は進んでいます。

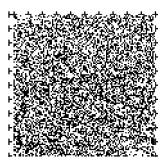
施設入所者や長期入院者等の地域への移行の方針に基づき、退院後など、すぐには日中活動系サービス事業所に通えない利用者の受け入れ先として、日中サービス支援型グループホームの指定も進んでおり、引き続き広域的な対応によるサービス提供を図ります。

④相談支援

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人／月	805	869	862	924	990	1,061
地域移行支援	人／月	1	1	0	3	3	3
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1

【見込み量に対する確保策】

計画相談支援は、アンケート調査結果からも高いニーズがみられる一方で、相談支援専門員の不足が課題としてあがっています。事業者が相談支援専門員の養成に努めることができるよう支援を行うことで、適正なサービス量の確保を図ります。



(3) 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

※令和3年度、令和4年度は実績値

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を無くし、だれもが暮らしやすい共生社会を目指すため、講演会等の啓発事業を行います。

②自発的活動支援事業

精神障害のある人やその家族の相談窓口として、当事者の家族会が実施する精神障害者家族相談事業をはじめ、地域住民が行う障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するための自発的な取組を支援します。

③地域活動支援センター事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	人/月	51	41	41	32	25	20

【見込み量に対する確保策】

利用者のニーズに応じたサービス内容の検討や、サービス量の確保と質の向上に努めます。

④移動支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/月	2,349	2,685	2,855	3,341	3,481	3,628
	人/月	383	424	482	502	523	545

【見込み量に対する確保策】

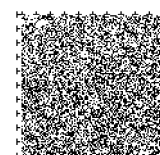
ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、地域の特性に沿った移動支援の提供を図ります。

⑤日中一時支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	人日/月	470	452	538	525	499	473
	人/月	73	76	85	81	77	73

【見込み量に対する確保策】

長時間の利用などニーズの多様化に対応できる支援体制を検討します。



⑥相談支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般相談支援	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量に対する確保策】

障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域の相談機能の強化を図ります。

⑦成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	15	11	12	13	14	15
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	検討	検討

【見込み量に対する確保策】

障害のある人の生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

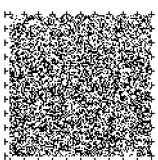
また、制度の利用を促進するための広報や相談機能を持った成年後見センターの設置を進めます。

⑧意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件/年	356	361	330	325	320	315
要約筆記者派遣事業	件/年	3	0	0	3	3	3
手話通訳者設置事業	件/年	229	181	226	240	254	269
手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	28	31	31	33	35

【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や生活実態、ニーズに配慮し、必要とする人が適正に利用できるよう、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。



⑨日常生活用具給付等事業

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	41	43	30	26	22	19
自立生活支援用具	件／年	64	65	44	40	37	34
在宅療養等支援用具	件／年	84	69	60	57	54	51
情報・意思疎通支援用具	件／年	42	37	40	40	40	40
排泄管理支援用具	件／年	8,706	8,777	8,280	8,237	8,194	8,152
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	11	23	4	3	2	2

【見込み量に対する確保策】

障害のある人の生活実態、ニーズに配慮し、特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。また、必要とする人が適正に利用できるよう、事業の周知と利用を促進します。

⑩福祉ホーム

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム	箇所／年	2	2	2	2	2	2

【見込み量に対する確保策】

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

（４）障害児通所支援等の見込み量と確保方策

※令和3年度、令和4年度は実績値

①児童発達支援

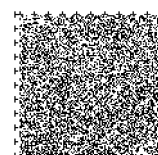
サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日／月	3,750	4,081	3,930	4,173	4,449	4,743
	人／月	433	441	439	468	499	532

【見込み量に対する確保策】

児童発達支援は、中核市移行後、事業所の指定数も順調に推移しており、サービス提供基盤の確保は進んでいます。

個々の障害特性に沿った特色ある支援ができるよう、障害者自立支援協議会と協力して研修を実施し、サービス支援の質の向上を図ります。

なお、令和6年度から肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されます。



②放課後等デイサービス

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	人日/月	12,038	12,938	13,765	13,896	14,445	14,994
	人/月	1,004	1,049	1,094	1,139	1,184	1,229

【見込み量に対する確保策】

放課後等デイサービスは、アンケート調査結果からもニーズが高いことがうかがえます。ニーズに対して事業所数を確保するだけでなく、障害の特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう、支援の質の向上を図ります。

③保育所等訪問支援

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	46	52	52	56	57	59
	人/月	31	36	35	36	37	38

【見込み量に対する確保策】

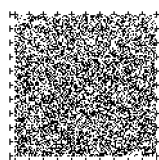
地域の障害児療育体制の充実を目指し、事業所の新規参入への働きかけなど、受け皿の拡大に努めます。

④居宅訪問型児童発達支援

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1

【見込み量に対する確保策】

利用状況をみながら提供体制について検討します。



⑤障害児相談支援の見込み量と確保方策

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	155	165	172	174	176	178

【見込み量に対する確保策】

障害児やその家族のニーズに応じた障害福祉サービス等の適切な提供につなげるため、基幹相談支援センター等との連携を強化し、児童発達支援センターを中核とした地域の相談支援体制のさらなる充実に努めます。

⑥医療的ケア児に対する支援

※事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーター	人	8	9	11	12	13	14

【見込み量に対する確保策】

障害者相談支援センターの相談員などに対し、コーディネーター養成研修の受講を促し、人員増に努めます。

(5) 子ども・子育て支援事業

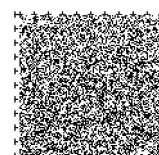
①障害児保育

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児保育(保育園)	人	221	262	289	290	300	310

※児童発達支援センターいずみ学園では、児童発達支援事業として、座る、はう、が可能で知的障害を併せ持つ子どもの療育を行っています

②障害児児童クラブ・放課後児童クラブ

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児児童クラブ	人	34	31	35	30	30	30
放課後児童クラブ(加配児童)	人	48	64	69	60	60	60



6. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

①庁内の連携体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に努めます。



②国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開します。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいものなどについては、県・近隣市町村との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

③市民への計画の周知と、団体・関係機関等との連携

障害の有無に関わらず、すべての市民が障害者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、市ウェブサイトでの公表や概要版の配布などにより、本計画を広く市民に周知します。

また、障害者施策の推進にあたっては、障害者関連団体や医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター等、幅広い協力を得ながら推進していく必要があるため、障害者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

(2) 計画の進捗管理

計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、市民視点、当事者視点、専門的視点から毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくといったPDCAサイクルに基づく進捗管理を行うことが重要です。

本計画の推進にあたり、障害者福祉専門分科会及び障害者自立支援協議会を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。



第3次一宮市障害者基本計画・第7期一宮市障害福祉計画・第3期一宮市障害児福祉計画

【概要版】

発行：一宮市 編集：一宮市福祉部障害福祉課

所在地：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

T E L：0586-28-8100 F A X：0586-73-9124

発行年月：令和6年3月

